

規 則

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則一一―一二一

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則(平成十七年埼玉県人事委員会規則一一―一四)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二十八条の四又は第二十八条の五」を「第二十二条の四第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 令和十四年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の職員からの苦情相談に関する規則第二条第二号の規定の適用については、同号中「第二十二条の四第一項」とあるのは、「第二十二条の四第一項又は地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。